

令和7年度 西小っ子の いじめ防止基本方針〈児童版〉



あさひかわしりつにしかぐらしょうがっこく じどうかい
【旭川市立西神楽小学校 児童会】

1 はじめに

みなさん、いじめを防ぐための国のきまり『いじめ防止対策推進法』が平成25年につくられたことを知っていますか？ いじめられた人は、心や体が傷つき、苦しい思いをします。そのようないじめが続くと、心や体の成長をさまたげたり、ときには、いのちや体にとても大きな危険を生じさせたりすることがあります。私たちは、どんな小さいじめもけっしてゆるさず、一人一人が大切にされ、西小っ子の全員が幸せに、楽しい学校生活を過ごせることをめざしています。この「いじめ防止基本方針〈児童版〉」は、いじめをなくすためには、実際にどんな行動をしたり、どんなことを考えたりしたらよいかをまとめています。よく読んで、西小っ子の気持ちをひとつにして、この西神楽小学校から全てのいじめをなくしましょう。

➤ 参考にしよう

旭川市いじめ防止基本方針 P1, 2

➤ 参考にしよう

学校いじめ防止基本方針「はじめに」

2 いじめとは

「いじめ」とは、暴力はもちろん、相手の心を傷つけるような言葉や行動（無視など）です。直接、相手に対してこういうことをするほかにも、相手の知らないところやインターネットなどで行われるものもあります。

たとえばこんなことです。

- 冷やかし、からかい、悪口やらんぽうな言葉など、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、相手にしない、知らないふり（無視）をされる。
- ぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、けられたりする。
- 物をかくされたり、こわされたり、捨てられたりする。
- 嫌なことやはすかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- お金や大切にしている物をとられる。
- 悪口がメールで送られてきたり、インターネットに書き込まれたりする。

参考にしよう 旭川市いじめ防止基本方針 P 4~6

参考にしよう 旭川市いじめ防止基本方針 別冊
「児童生徒が主体となつたいじめの
防止等の取組」P2

参考にしよう 学校いじめ防止基本方針 P 3~4

3 いじめが行われないようにするために

いじめを生み出さないためには、西 小っ子全員が、「いじめは絶対にゆるされないことである」という考え方をしっかりとつことが大切です。そして、自分のことだけでなく、友だちがいじめられているかもしれないと感じたときには、知らないふりをせずにその子の力になってあげたり、先生に知らせたりする勇気をもたなければなりません。

参考にしよう 旭川市いじめ防止基本方針 別冊
「児童生徒が主体となつたいじめの
防止等の取組」P3

参考にしよう 学校いじめ防止基本方針 P 11~13

4 いじめを受けた、見た、聞いた、相談を受けたときには

西神楽小学校の先生方は、いじめ防止対策組織をつくって、もし、いじめがおきたときは、いじめられた子どもをどのようにして守るかを準備しています。ですから、いじめを受けたときはもちろん、いじめを見たとき、聞いたときには、担任の先生だけでなく、保健の先生、校長先生、教頭先生、どの先生方でも、だれにでもすぐ相談しましょう。そのほかにも家族やスクールカウンセラー、最後のページにあるような相談窓口もたくさんあります。「いじめは、絶対ゆるさない」の気持ちですぐに知らせてください。

【先生方のいじめ防止対策組織がしてくれること】

	いじめを受けた人に うひと	いじめを行った人に おこなひと	まわりの人たちに ひと
学校で は	<p>□いじめから守ります。 □心配なく、学校生活を送ることができるように、先生方やスクールカウンセラーが、いつでも相談にのります。</p> <p>□必要があれば、すぐに警察などに相談し、協力してもらいます。</p> <p>□二度といじめを受けないよう、先生方はチームで協力して見守ります。</p>	<p>□いじめた人にあやまり、もう二度といじめを行わないことを、約束してもらいます。</p> <p>□いじめは絶対に行ってはいけないことを教えます。</p> <p>□これから的生活で気を付けることを考えてもらいます。</p> <p>□必要があれば、警察などに相談します。</p> <p>□二度といじめを行わないよう、先生方はチームで見守ります。</p>	<p>□いじめをしていても自分にも関係していることを気付いてもらいます。</p> <p>□いじめに気付いたときに、大人の誰かに知らせる大きさを教えます。</p> <p>□いじめを見て見ぬふりをしたり、ひやかしたりすることも許されないことを教えます。</p> <p>□みんなでいじめをなくし、よりよい学級や仲間をつくることの大切さを教えます。</p> <p>いじめを知らせてくれた人</p> <p>□秘密を守り、いじめを行つた人からしっかり守ります。</p>
家の人 に	□いじめを受けたことや、いじめがなくなるまで学校がすることを説明します。	□いじめをしたことを説明し、二度といじめを行わないよう協力してもらいます。	□家の人に協力をしてもらうときには、説明をします。

➤ 参考にしよう

旭川市いじめ防止基本方針 別冊
「児童生徒が主体となつたいじめの防止等の取組」P4

➤ 参考にしよう

学校いじめ防止基本方針 P 18~23

5 いじめを防止するための児童会の取組

私たち西神楽小学校児童会は、いじめを生みださないためにいろいろな取組をくふうして行います。とくに、6月、10月には児童会が中心となり、「いじめ防止の取組」を行います。西小っ子みんなが仲良く、楽しく学校生活が送れるように、ちがう学年の児童とも関わりを深め、学校全体が元気で温かい雰囲気なるような企画を考えます。また、「いじめのない学校」をいしきできるように、動画をつくって紹介します。西小のいじめゼロスローガン「い・じ・め・な・し」をいつでも心にとめて、行動できるようになりましょう。

①～いつも元気

②～自分から先に

③～目を見て話そう

④～仲間のことを考えよう

⑤～信じよう

参考にしよう

旭川市いじめ防止基本方針 別冊
「児童生徒が主体となつたいじめの防止等の取組」
P5. 10~15

参考にしよう

学校いじめ防止基本方針「学校いじめ防止プログラム」 P8~9

6 いじめを相談したいときは

いじめの苦しさや悲しさは、自分一人では解決できません。それどころか、相談するかどうか迷っているうちに、いじめはどんどんひどくなっています。少しでも早く、あなたの近くの力になってくれる人や相談窓口に相談しましょう。もし、直接相談できなければ、友だちや家族の人に代わって相談してもらいましょう。絶対に一人で悩まないでください。

参考にしよう

旭川市いじめ防止基本方針 別冊
「児童生徒が主体となつたいじめの防止等の取組」 P6

参考にしよう

学校いじめ防止基本方針 P17

7 主な相談窓口

◆旭川市子どもSOS電話相談（いじめ・不登校）

◆旭川市子どもSOS電話相談（いじめ・不登校）
◆少年サポートセンター「少年相談110番」（北海道警察）
◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）
◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）
◆法テラス旭川
◆上川教育局相談電話
◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）
◆おなやみポスト（北海道教育委員会）
◆北海道いのちの電話（社会福祉法人北海道いのちの電話）
◆性暴力被害者支援センター北海道【SACRACH さくらこ】（北海道・札幌市）
◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けています。
事前に都合のよい日時をお知らせください。

<電話番号> 0120-126-744 (いじめなしよ)

<受付時間> 平日 8:45~17:15 (祝日, 年末年始を除く)

<電話番号> 0120-677-110

<受付時間> 平日 8:45~17:30

◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

<電話番号> 0120-007-110 (ぜろぜろなな の ひゃくとおばん)

<受付時間> 平日 8:30~17:15

◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

<電話番号> 0166-31-5511 <受付時間> 平日 9:00~17:00

◆法テラス旭川

<電話番号> 050-3383-5566 <受付時間> 平日 9:00~17:00

◆上川教育局相談電話

<電話番号> 0166-46-5243 <受付時間> 平日 8:45~17:30

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

<電話番号> 0120-3882-56

<受付時間> 毎日24時間 <メール相談> sodan-center@hokkaido-c.ed.jp

◆おなやみポスト（北海道教育委員会）

<Webサイト> <https://www2.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/kodomo-sos/>



◆北海道いのちの電話（社会福祉法人北海道いのちの電話）

<電話番号> 011-231-4343

<受付時間> 每日24時間

◆性暴力被害者支援センター北海道【SACRACH さくらこ】（北海道・札幌市）

<電話番号> 050-3786-0799 または #8891

<受付時間> 平日10:00~20:00 (土日祝, 12/29~1/3除く)

<メール相談> sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp

◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けています。

事前に都合のよい日時をお知らせください。

旭川市立西神楽学校

電話 0166-75-4364

8 いじめをなくすためのチェックリスト

☆西神楽小学校からいじめをなくすために、自分のことふりかえってみましょう。

①	ともだち ひ 友達を冷やかしたり、からかったり、悪口やらんばうな言葉などをいつていいない。	
②	なかま むし 仲間はずれや、無視をしていない。	
③	ともだち あそ 友達にぶつかったり、遊びふりをしてたたいたたり、けったりしていない。	
④	ともだち もの 友達の物をかくしたり、こわしたり、捨てたりしていない。	
⑤	ともだち いや 友達に嫌なことやはずかしいこと、危険なことをさせていない。	
⑥	ともだち かね たいせつ もの 友達のお金や、大切にしている物をとっていない。	
⑦	ともだち わるくち おく 友達の悪口などをメールで送ったり、インターネットに書き込んだりしている。	

☆その気がなくても、知らないうちに友達を傷つけてしまっていることがあるかもしれません

ん。自分の行動を見つめ直し、みんなが気持ちよく学校生活を過ごせるようにしましょう。

☆西神楽小学校から「いじめ」をなくすために、自分にできることや、してみたいことを考
えて書きましょう。